

講演Ⅱ『令和6年度介護報酬改定 障害福祉サービス等報酬改定について』

講師（公社）大阪府栄養士会 福祉部会 理事
（社福）大阪自彊館 障害者支援施設いまみや 丸山 香央理氏

令和6年度は、6年に一度の診療報酬、介護報酬及び障害福祉サービス等報酬の同時改定、いわゆるトリプル改定となり、今後の医療及び介護、障害福祉サービス等の提供体制の確保に向け様々な視点から検討がなされ、管理栄養士の活躍の場も更に広がる内容となりました。

前回令和3年度介護報酬改定の概要は、「居宅要介護者等の栄養状態の定期的な把握、低栄養状態の入所者に対する重点的な栄養管理、医療機関との介護施設の栄養連携の強化等により、どこに住んでいても必要なサービスを切れ目なく受けることができる体制を整備」であり、「地域包括ケアシステム推進」による地域共生社会の実現です。施設系サービスでは、介護保険施設における栄養ケア・マネジメント強化を目的に、栄養マネジメント加算が廃止され、人員基準に現行の栄養士に加えて管理栄養士を1以上配置するとともに、運営基準に栄養管理を規定（栄養ケア・マネジメントは基本サービスとして全施設で実施）することとなった。

令和6年度は、3年の経過措置期間を経て、栄養ケア・マネジメントが実施されていない場合は基本報酬から減算（14単位/日）となる。令和6年度改定の栄養関連の新たな内容として、退所時における地域、医療、介護の切れ目のない栄養の連携強化の観点から、介護保険施設の管理栄養士が入所者等の栄養管理に関する情報を、他の介護保険施設や医療機関等に提供することを評価する「退所時栄養情報連携加算」が新設され、「再入所時栄養連携加算」の新たな対象者として、医療機関から介護保険施設への再入所者であって特別食等を提供する必要がある利用者が算定対象に加わりました。また、自立支援・重度化防止を効果的に進める観点から、リハビリテーション・機能訓練、口腔、栄養の取組を一体的に促進し、要件を満たす場合として評価する新たな区分が設けられるとともに一

体的計画書の見直しも行われました。

障がい福祉サービスでは、通所系サービス（生活介護）には栄養ケア・マネジメントが位置づけられていませんでしたので、日常生活における支援の必要性と健康・栄養状態や食べ方にも課題がありました。

今回の介護報酬改定では、通所系サービス（生活介護）の栄養状態のスクリーニング及び栄養改善の取組の充実（新設→口腔・栄養スクリーニング加算、栄養改善加算）と「食事提供体制加算」及び児童発達支援センターの「食事提供加算」の経過措置が延長（令和9年3月31日まで）となりました。ただ、栄養ケア・マネジメント加算は約50%、通所系サービスも体制が整っていない現状があるため、今後のさらなる栄養士の活躍の場が広がるような栄養士の育成や体制づくりにも力を入れていかなければならない。

（文責 福祉 高田敬子）